【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成21年11月20日

【会社名】 株式会社ジーエヌアイ

【英訳名】 GNI Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 (03)5326局3097番

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当9,996,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容	
普通株式	714,000株	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株	
		式であります。単元株式数は1,000株となっております。	

- (注) 1. 平成21年11月20日(金)開催の取締役会決議によるものであります。
 - 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	714,000株	9,996,000	4,998,000
一般募集			
計 (総発行株式)	714,000株	9,996,000	4,998,000

- (注)1.第三者割当の方法によります。
 - 2.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
 - 3. 増加する資本準備金の額は、発行価額の総額から増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - 4.発行価額の総額は、平成21年11月20日の終値の90%に発行数を乗じた額であります。

本増資における発行価額は、発行決議日(平成21年11月20日)に東京証券取引所が公表した当社株式の終値をもとに 14円(ディスカウント率10% 円位未満第1位まで算出し、第1位を切り捨て)といたしました。

これは、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するとともに、当社を取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性を踏まえ、割当先と協議のうえ、決定したものであります。なお、当該発行価額が、割当先に特に有利でないとの見解を当社監査委員会並びに当社弁護士より得ております。

5.割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		氏名又は名称	オリックス証券株式会社	
割当株数			714,000株	
払込金額	払込金額		9,996,000円	
	所在地		東京都中央区日本橋富沢町8番5号	
 割当予	代表者の氏名		代表取締役社長 北山 久行	
定先の	資本の額		3,000百万円	
内容	事業の内容		証券業	
	大株主		オリックス株式会社 100%	
	出資関係	当社が保有している割当 予定先の株式の数	該当事項はありません。	
当社と		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。	
の関係	取引関係等	取引関係	該当事項はありません。	
		人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		ョに関する 事 項	割当予定先との間において、割当新株式について継続保有及び預託にする取り決めはありません。	

(注) 割当予定先の概要及び当社との関係は本届出書提出日現在におけるものです。

6. 増資の理由

当社グループは医薬品開発企業として、日本と中国における創薬研究、また中国における臨床開発などを手がけ、アジア (特に日本や中国)で多く見られる疾患のための治療薬開発に注力しております。当社グループは、中国の臨床試験ネットワークと日中の最先端の研究能力を活用して、ヘルスケア市場の成長率が世界で最も高い中国と、同市場規模が世界第2位である日本において、有利なコスト効率をテコにして新薬開発や事業開発を積極的に行っております。

現在、当社グループが保有する臨床パイプラインとして、中国おいて、F647に関する2つの第2相臨床試験(特発性肺線維症治療薬と放射線性肺線維症治療薬)が終了し、またF351に関する第1相臨床試験(肝線維症治療薬)も終了しました。F647は、日本での肺線維症治療薬としての新薬承認および米国において同一化合物のIPF適用の新薬申請が受理された事実を基に、中国での新薬承認および薬剤製造販売認可を申請する予定であり、その他の治験も次段階へ進むことが視野に入ってきています。

創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社も創業以来継続的に営業損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっております。こうした背景の中、製造設備への投資を含めて今後更なる企業価値の向上のための投資や事業遂行に向けて、財務基盤の一層の強化が不可欠な経営課題となっています。そこで今般、株主資本の増強を図り、財務体質の強化を目的として、第三者割当増資による資金調達を行います。

EDINET提出書類 株式会社ジーエヌアイ(E05712) 有価証券届出書(組込方式)

<用語解説> (アルファベット、あいうえお順)

F351(肝線維症治療薬:第1相臨床試験段階)

(用途)

日本、中国をはじめとするアジア諸国において肝硬変の主たる原因はB型肝炎ウイルス(HBV)およびC型肝炎ウィルス(HCV)であります。F351は当社の連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.で新たに開発した化合物で、動物実験等によって肝臓の線維症もしくは肝硬変を予防または治療する効果が認められております。中国においては、肝疾患はいわゆる「国民病」です。中国やアジア諸国では、ウイルス性肝炎は肝硬変の主因と考えられています。継続的な肝炎の結果として肝線維症になり、その後適切な改善の手を打たなければ、長期的に病状が悪化し死に至る場合もありえます。

(研究開発)

F351については、前臨床試験用の高純度のF351を生成し中国国家食品薬品監督管理局(SFDA)の品質検査に合格しております。また前臨床試験では、薬(肝臓疾病)広範囲に亘る化学検査を通じて、薬品としての品質管理、製造、加工、包装等に最適な方法の評価、さらには安全性および吸収特性を評価するために薬理試験、毒性試験などを実施しております。これら前臨床試験の結果を取り纏め、平成18年12月に新薬治験申請(IND)を行い、平成19年12月より第1相臨床試験に入っております。

F647 (肺線維症治療薬:第2相臨床試験段階終了)

(用途)

肺および縦隔癌に対する標準的な治療である放射線療法の結果、肺障害を発症し、それが肺線維形成につながり、死亡例も多く報告されております。Shanghai Genomics,Inc.が中国での権利を有する化合物(F647)は抗線維形成化合物であり、動物実験等によって線維形成の発生と瘢痕形成を防止し緩和させる機能を持っていることが示されております。肺線維症の伝統的な処方は、炎症プロセスを阻害するステロイドの投与(注射)ですが、有害な副作用を作り出すと同時に、徐々に効果が低下してきます。

(臨床開発)

Shanghai Genomics, Inc.に対しSFDAより臨床試験の実施許可が平成17年5月に得られたのを受けて、同化合物の薬物動態及び人体への安全性を検証するために、第1相臨床試験を実施し、同年10月までに86名の健康な有志による同相の検査項目をすべて終了しております。現在は、(1)放射線性肺炎(RP)治療と(2)特発性肺線維症(IPF)治療の2つの第2相臨床試験が終了しております。中国国家食品薬品監督管理局(SFDA)との協議を経て、弊社は、IPFの第3相臨床試験を凍結すること、早期条件付承認を目指すことを決定しています(平成20年9月公表)。現在、社外のGMP製造製剤施設と共同して、製造許可申請(NDA)に向けて必要なサンプルと文書の作成を進めており、平成21年内に許可される事を目指しています。

 ${\sf HBV}$

B型肝炎ウイルス (Hepatitis B virus)。肝炎を引き起こす 6 種類の原因ウイルスのひとつで B型肝炎を引き起こす。 HBVにはワクチンがあり、感染後の発症防止にも効果があるとされている。 **HCV**

C型肝炎ウイルス(Hepatitis C virus)。肝炎を引き起こす原因ウイルスのひとつでC型肝炎を引き起こす。C型肝炎はB型と同様に血液を介した感染が主であるが、ワクチンはなく、慢性化し感染状態が長く持続することが多い。HCVキャリアの多くは慢性肝炎の増悪と軽快を繰り返しつつ、20年以上の長期の経過で肝硬変から肝癌へと進展し、最終的には死に至るものと考えられている。

IND

新薬治験申請のことで、Investigational New Drugの略。

創薬と製薬

創薬は新薬を開発することで、ターゲット疾患の選定からターゲット遺伝子の探索・解明、化合物のスクリーニングと最適化、臨床試験、承認を経て上市までのことをいう。製薬は創薬を含め、製造、販売、製造販売後臨床試験、薬剤の安定的供給などを含めたものを言う。

線維症

肺などの器官において線維組織が増え、器官の機能を阻害する症状を指す、線維化が広範囲に及ぶと死に至る。

前臨床試験と臨床試験

候補薬剤の有効性、安全性を確認するための試験。前臨床試験は動物(マウス、イヌ、ネコ、サルなど)による試験で、臨床 試験は人による試験。臨床試験は第1相臨床試験(フェーズ)、第2相臨床試験(フェーズ)、第3相臨床試験 (フェーズ)の3段階からなり、第1相臨床試験では健康な人への投与、第2相臨床試験では少数の患者への投与、第3 相臨床試験では多数の患者への投与を行ない、その有効性、安全性を試験する。第3相臨床試験終了後、製造販売申請を行ない、承認申請する国の厚生労働省から承認されれば上市される。

創薬候補物と創薬候補化合物

創薬候補物とは前臨床、及び臨床試験に挙げられる低分子化合物、抗体医薬、核酸医薬、組み替えタンパク質製剤等医薬品物質全てのことを指し、創薬候補化合物はそれらの中で特に低分子化合物のことをいう。創薬ターゲット(製薬ターゲット)医薬品が疾患の治癒効果をもたらすため、生体内で相互作用する相手分子をさす。多くはタンパク質である。

パイプライン

創薬の開発段階から販売開始までの各段階に位置づけられる開発品のこと。低分子化合物分子量の小さな有機化合物を指す。一般的には医薬品は低分子化合物であり、それ以外の医薬品として抗体医薬や組み換えタンパク質製剤がある。

特発性肺線維症(IPF)

IPFは、Idiopathic Pulmonary Fibrosisの略。発症原因の不明な肺線維症をいう。長期間にわたる損傷により慢性的な炎症が生じ、やがて肺線維症が引き起こされる。

7.割当予定先を選定した理由

割当予定先であるオリックス証券株式会社はオリックス株式会社が100%出資する証券会社であり、また東京証券取引 所の取引参加者でもあります。これらのことから、その社会的信用性は高く、譲渡制限条項も付していることから、反社会 的勢力等の介入リスクも極めて低いものと認識しております。

オリックス証券株式会社は、同時に割当が予定されている新株予約権(募集に関する特別記載事項 募集の条件を参照のこと)の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないものの、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、かつ、当社における経営環境や資本政策が変化し、当該新株予約権による資金調達が必要なくなった場合においても柔軟に対応いただけることを確認しております。

8. 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、今般の資金調達に際し、多種多様な資金調達手段を検討いたしました。まず、デット・ファイナンスとエクイティ・ファイナンスを比較した場合、当社の財政状況を勘案いたしますと銀行等の金融機関からの本資金調達予定額相当の借り入れは極めて困難であり、またこのような状況下で事業を安定して推進していくためには自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断し、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を模索してまいりました。エクイティ・ファイナンスのうち、当社の業績および株価の推移から勘案し、公募による資金調達も困難であるとの判断から内外の金融機関や事業会社等を対象とした第三者割当による資金調達の検討を進めてまいりました。そのような状況のなか、オリックス証券株式会社より、新株式および新株予約権の第三者割当をご提案いただきました。

本増資における発行価額は、発行決議日(平成21年11月20日)に東京証券取引所が公表した当社株式の終値をもとに14円(ディスカウント率10%円位未満第1位まで算出し、第1位を切り捨て)といたしました。

これは、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するとともに、当社を取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性を踏まえ、割当先と協議のうえ、決定したものであります。なお、当該発行割当先との間において、割当新株式について継続保有及び預託にする取り決めはありませんが、株式会社東京証券取引所の定める規定に基づき、割当先は、本株式の割当を受ける日から2年間において、本株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、その内容について当社に報告する旨の確約書を依頼する予定であります。

なお、デメリットとしては、第三部追完情報 1 事業等のリスクに記載の通り、今回同時に発行する第三者割当による新株式の発行および新株予約権の全ての権利行使により、現在の発行済株式総数、74,068,831株に対して、最大で15,714,000株増加し、最大で21.21%の希薄化が生じ、既存株主の株式価値を損なう恐れがあります。しかし、当該新株予約権の発行により、当社の経営の安定化を実現するために必要な財務体質の強化が図られるものであり、また、長期安定的な収益性の向上及び業容の拡大を通じた株主価値の増大が見込まれるため、合理的であると判断しております。

これらにより、当該資金調達の方法は当社の資金調達ニーズを満たしつつ既存株主への影響を最大限配慮したものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

(2)【募集の条件】

発行価格	資本組入額	申込株数単	申込期日	申込証拠金	払込期日
(円)	(円)	位		(円)	
14	7	1,000株	平成21年12月7日(月)		平成21年12月7日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行なうものとし、一般募集は行ないません。
 - 2.上記株式を割り当てた者から申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅致します。
 - 3.発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 - 4.申込方法は、申込期日に下記申込取扱場所へ申込をし、払込期日に下記払込取扱場所へ払込むものといたします。また、申込証拠金はなく、申込証拠金の利息はありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジーエヌアイ 経営管理部	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
9,996,000	2,050,000	7,946,000

(注) 1. 上記発行諸費用の概算額2,050,000円には、弁護士報酬、第三者機関による価格算定、登記書類作成などの費用が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途および支出予定時期

具体的な使途	金額 (概算)	支出予定時期
F351の臨床試験(第2相臨床試験)を継続するための支出	7 百万円	平成22年1月以降~
		平成23年12月頃

- (注) 1. 本新規株式発行の調達資金につきましては、当面銀行預金にて運用していく予定です。
 - 2. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は当社グループが保有する臨床パイプラインの1つであるF647に対して、日本での肺線維症治療薬としての新薬 承認の事実を基に、中国での薬剤製造販売認可を申請する予定です。また、その他の臨床パイプラインも次段階へ進む ことが視野に入ってきています。こうした背景の中、製造設備への投資を含めて今後更なる企業価値の向上のための 投資や事業遂行に向けて、財務基盤の一層の強化が不可欠な経営課題であると考えており、資金使途は合理的である と判断いたしました。

【募集に関する特別記載事項】

当社は本届出書に記載の第三者割当による新規株式発行と同時に、下記の通り第三者割当による第30回新株予約権 (希薄化防止型行使価額修正条項付)を発行いたします。

募集の条件

(1)	発行期日	平成21年12月7日
(2)	新株予約権の総数	300個
(3)	発行価額	新株予約権1個あたり3,000円
(4)	当該発行による	15,000,000株
	潜在株式数	13,000,0004
(5)	資金調達の額	900,000円
(6)	行使価額	当初行使価額16円
	1〕以间积	行使価額の修正については下記(注)3.参照。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当 (オリックス証券株式会社)
	(割当先)	第二日割日 (オリック人証分体式云位)
(8)	行使期間	平成21年12月8日~平成22年3月31日
(9)	その他	譲渡制限条項、行使制限条項および期限前取得条項あり

(注)本新株予約権の特徴

1.取得条項

当社は、会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において 残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することができる。

2. 行使制限

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

当社が「1.取得条項」によって通知又は公告を行った日の6営業日後以降、割当先は本新株予約権を行使できないものとする。

3. 行使価額の修正

本新株予約権の発行日以降、行使価額は、行使日前日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満第1位まで算出し、第1位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。但しかかる算出の結果、当初の行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額に相当する価額(下限行使価額)とし、50円を上回る場合は、50円(上限行使価額)とする。

4.譲渡制限

割当先は、買い取った本新株予約権を第三者に譲渡する場合は、当社の取締役会の承認を必要とする。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第8期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本届出書提出日までの間において、新たに、以下の事業等及び財務上のリスクが生じております。以下に掲げた「事業等のリスク」の内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。本項中の記載内容については、特に断りがない限り平成21年11月20日現在の事項であり、将来に関する事項は本届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(追加事項)

11. F 647 (IPF治療薬)の新薬申請の準備

当社は、平成21年1月21日および平成21年7月14日に発表いたしましたとおり、F647 (IPF治療薬)の新薬申請の準備を急いでおり、本年度中に新薬申請を予定しております。しかし、当該申請が行われたとしても、これが承認されない可能性もございます。また、新薬承認が下りたとしても、中国において新薬を販売する為に、製造に関する申請と許可が必要となります。

12. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況

当社グループは、創薬ベンチャーとして複数の創薬候補化合物(F647、F351、F1013)をパイプラインに持ち、中国で臨床試験と上市に向けた活動を行い、新薬の臨床上の安全性と有効性の検証を確立した後に日本や欧米に展開することを目的として事業活動を行っております。しかしながら、創薬の上市に関しては、同一主成分で同一治療対象の薬剤が日本で承認されたとしても、中国政府の承認に際し必ずしも100%認可されるという保証はありません。また、創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社グループも創業以来継続的に営業損失を計上しており、平成21年12月期第2四半期連結会計期間(当社は、決算期を3月末から12月末に変更しております。この結果、当連結会計年度は4月~12月までの9か月決算となっております。)は153、046千円の営業損失を計上いたしました。営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスとなっており、67、912千円のキャッシュ・フローの減少となっております。

上記の事象から、当社グループには、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当社グループは当該状況を解消すべく、平成21年 1 月23日の取締役会において新経営計画を策定し、計画を達成できるように、業務の効率化を図っております。策定した新経営計画は経営資源をF647とF351の臨床試験及びF647の製造・販売の準備に集中させることを目的にしております。平成21年12月期第 2 四半期連結累計期間における新経営計画の進捗状況は以下のとおりであります。

当社グループは、前連結会計年度(平成21年3月期)に引き続き人員を削減いたしました。Shanghai Genomics, Inc.においては、前連結会計年度末に在籍していた66名の従業員を、平成21年12月期第2四半期連結会計期間末(平成21年9月末)において59名まで減少させております。また前連結会計年度に就任していた12名の取締役及び監査役は、定時株主総会で委員会設置会社に移行したことに伴い6名まで減少しております。

当社グループは、人件費以外の販売費及び一般管理費も削減いたしました。当社は、平成21年3月に、新しい事務所に移転したことで、賃料を削減させております。また当社グループは、事業規模の縮小に伴い、委託先を変更したことで顧問報酬や専門家報酬を削減させております。

これらの結果、平成21年3月期第2四半期連結累計期間に計上した営業損失608,411千円は、平成21年12月期第2四半期連結累計期間において303,759千円まで大幅に削減いたしました。また平成21年3月期第2四半期連結累計期間に支出した営業キャッシュ・フロー526,081千円も、平成21年12月期第2四半期連結累計期間において165,427千円まで大幅に削減いたしました。当社グループは、新経営計画を達成できるように、引き続きグループー体となって経費削減に取り組み、支出を抑制してまいります。これらの施策により、平成21年12月期第2四半期連結会計期間末から1年超の必要資金を賄いうる体制にいたします。しかし、これらの対応策を関係者との協議を重ねながら進めている途上であり、もし予定したスケジュールでF647が上市できなければ、投資が回収できず、資金も枯渇するため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すると言えます。

なお、当社グループは上記のような対応策を実行中であるため、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として 作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

13. 第三者割当により発行される新株式および新株予約権の行使による株式価値の希薄化の可能性

当社は、平成21年11月20日開催の取締役会において、第三者割当による新株式および新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による新株式の発行および新株予約権の全ての権利行使により、現在の発行済株式総数、74,068,831株に対して、最大で15,714,000株増加し、最大で21.21%の希薄化が生じ、既存株主の株式価値を損なう恐れがあります。

14. 資金調達リスクについて

今回の第三者割当による新株式発行および新株予約権の全ての権利行使により、総額250,896千円の資金調達が可能となります。しかしながら、何らかの理由により割当予定先であるオリックス証券株式会社からの払込が実行されない場合、当社の事業運営に影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成20年4月1日	平成21年 6 月19日
	(第8期)	至 平成21年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自 平成21年7月1日	平成21年11月16日
	(第9期第2四半期)	至 平成21年9月30日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織 (EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 市 川 一 郎

指定社員 公認会計士 金 子 寛 人 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、(1)会社は上海衡山薬業有限公司の出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書を締結した。(2)会社は取締役会においてEvolution Master Fund Ltd. SPCとの間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として株式買取基本合意書を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

² 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川一郎 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴田叙男 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月21日にEvo Fundとの間で締結していた第三者割当による包括株式買取契約を解除した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月18日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 武 田 剛 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 高 尾 秀四郎

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は創業以来継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーエヌアイの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。適正に表示しているものと認める。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジーエヌアイが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

付記事項に記載されているとおり、平成21年6月17日開催の第8期定時株主総会に於いて、コーポレート・ガバナンス強化を目的として、委員会設置会社への移行が承認された。この組織形態の変更は、翌連結会計年度以降の当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

² 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成.21年11月13日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 武 田 剛 業務執行社員

指定社員 公認会計士 高尾秀四郎 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成21年4月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追加情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は創業以来継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 一郎

指定社員 業務執行社員 公認会計士 金 子 寛 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、(1)会社は上海衡山薬業有限公司の出資持分の取得(子会社化)に関する基本合意書を締結した。(2)会社は取締役会においてEvolution Master Fund Ltd. SPC との間で、第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的として株式買取基本合意書を締結することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

株式会社ジーエヌアイ 取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 武 田 剛業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 尾 秀 四 郎 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は創業以来継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローも継続的にマイナスの状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。